

○高岡市子ども医療費助成条例施行規則

平成17年11月1日

規則第91号

改正 平成20年3月25日規則第34号

平成22年3月31日規則第8号

平成24年3月30日規則第23号

平成29年2月15日規則第3号

平成29年6月19日規則第45号

平成29年9月19日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市子ども医療費助成条例(平成17年高岡市条例第122号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「養育者」とは、保護者のうち次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(2) 父又は母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

(対象の給付)

第2条 条例第2条第7項に規定する規則で定める給付は、次のとおりとする。

- (1) 保険外併用療養費の支給
- (2) 療養費の支給
- (3) 訪問看護療養費の支給
- (4) 家族療養費の支給
- (5) 家族訪問看護療養費の支給
- (6) 特別療養費の支給

(保険医療機関等)

第3条 条例第2条第8項に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者
- (2) 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師
- (3) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第3条の2に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が認めたもの

(条例第4条第4号の規則で定める額)

第4条 条例第4条第4号の規則で定める額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定により災害共済給付を受けることができる場合における当該災害共済給付の額とする。

(受給資格の登録申請等)

第5条 助成を受けようとする対象者の保護者は、条例第6条の2の規定による申請をするときは、子ども医療費受給資格登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 養育者の前年(第6条第1項各号で定める日が1月1日から9月30日までの間にある場合は、前々年)の所得又は課税の状況を証する書類
- (2) 医療保険各法に基づく被保険者証、加入者証、組合員証又は被扶養者証(以下「保険証」という。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、必要な審査を行い、適当と認めるときは、受給資格の登録を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により受給資格の登録を受けた対象者の保護者に対し、こども医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)及び福祉医療費請求書(様式第3号)を交付するものとする。

4 市長は、対象者が次条第2項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、受給資格の登録を取り消すものとする。

5 市長が受給資格の確認のために必要と認める書類の提出を求めたときは、保護者は、速やかにこれを提出しなければならない。

(有効期間)

第6条 受給資格証の有効期間の始期は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とし、終期は、対象者が15歳に達する日以後の最初の3月31日とする。

(1) 対象者が出生、転入等により本市に住所を有することとなった日(以下「事由発生日」という。)から15日以内に市長に登録申請書を提出した場合 事由発生日

(2) 事由発生日から15日を超えて市長に登録申請書を提出した場合 事由発生日又は登録申請書を提出した日の属する月の初日のいずれか遅い日

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における受給資格証の有効期間の終期は、当該各号に定める日とする。

(1) 対象者が他の市町村に転出した場合 本市に住所を有しなくなった日

(2) 対象者が死亡した場合 死亡の日

(3) 対象者が医療保険各法に基づく被保険者、組合員若しくは加入者の資格又は被扶養者の資格を喪失した場合 当該資格を喪失した日の前日

(4) 対象者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の決定を受けた場合 当該決定により保護を受けることとなった日の前日

(5) 対象者が高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成17年高岡市条例第104号)又は高岡市重度心身障害者等医療費助成条例(平成17年高岡市条例第111号)の規定による助成を受けることができることとなった場合 当該助成を受けることとなった日の前日

(受給資格証の提示等)

第7条 条例第6条第1項本文の規定による助成を受けようとする対象者の保護者は、対象者が医療を受ける際に、保険医療機関等に受給資格証及び保険証を提示し、福祉医療費請求書を提出しなければならない。

(助成額の審査及び支払事務の委託)

第8条 条例第6条第1項本文の規定により保険医療機関等に支払う助成の額の審査及び支払に関する事務は、市長が富山県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(変更の届出)

第9条 受給資格証の交付を受けた対象者の保護者は、受給資格証の記載事項に変更があったときは、保険証を添えて遅滞なく市長に届け出なければならない。

(受給資格証の返還)

第10条 対象者の保護者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに受給資格証を返還しなければならない。

(1) 第6条に規定する受給資格証の有効期間の終期が到来したとき。

(2) 次条の規定により、受給資格証の再交付を受けた後、失った受給資格証を発見したとき。

(受給資格証の再交付申請)

第11条 受給資格証を破損し、又は紛失したときは、受給資格証再交付申請書(様式第5号)により市長に再交付の申請をしなければならない。

(保護者への支払)

第12条 条例第6条第1項ただし書の規定による助成を受けようとする対象者の保護者は、こども医療費(償還払)助成申請兼請求書(様式第4号)に保険医療機関等が発行する領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成の額を決定して、対象者の保護者に通知するものとする。ただし、預金通帳又は貯金通帳等により確認できる場合は、これを省略することができる。

(条例第6条第1項第3号の規則で定める場合)

第13条 条例第6条第1項第3号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 保険医療機関等の窓口で受給資格証を提示しない場合
- (2) 医療保険各法に規定する療養費、家族療養費又は特別療養費の支給の対象となる療養等を受けた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合
(添付書類の省略)

第14条 市長は、この規則の規定により申請又は届出に添えて提出する書類等について、対象者の保護者が証明すべき事項を市が保有する公簿等により確認することができるときは、当該書類等の提出を省略させることができる。

(第三者行為による被害の届出)

第15条 医療を受ける事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、対象者の保護者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市乳児及び幼児医療費助成条例施行規則(平成7年高岡市規則第28号)又は福岡町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則(平成7年福岡町規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年3月25日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(受給資格証の有効期間)

- 2 平成20年3月31日以前に交付された受給資格証及び同年4月1日から同年9月30日までの間に交付される受給資格証は、同年20年9月30日をもって効力を失う。

(第2条の規定による経過措置)

- 3 この規則(第2条の規定に限る。以下同じ。)の施行の際、現にこの規則による改正前の高岡市乳児及び幼児医療費助成条例施行規則第4条の規定により登録を受けている者は、この規則による改正後の高岡市子ども医療費助成条例施行規則第4条の規定による登録を受けているものとみなす。ただし、高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例(平成20年条例第12号)第8条の規定による改正後の高岡市子ども医療費助成条例(平成17年条例第122号)第3条第2号に該当するときは、この限りでない。

附 則(平成22年3月31日規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(第2条の規定に限る。以下同じ。)による改正後の高岡市子ども医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に受ける医療給付に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月15日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高岡市子ども医療費助成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成29年6月19日規則第45号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年9月19日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日からから施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

※受給資格番号		保険区分				
※受付	年 月 日		※受給資格証交付	要・否()		
子ども医療費受給資格登録申請書						
こ ど も	個人番号			生年月日	年 月 日	
	ふりがな					
	氏名					
	住所					
保護者	個人番号			続柄		
	氏名					
加入 保険	記号番号			被保険者名		
	保険者名			資格取得 年 月 日	年 月 日	
養 育 者	個人番号			続柄		
	氏名	(. . 生)				
	住所					
	児童手当の受給の有無		有 ・ 無 (※高岡市で受給中の場合、以下の欄は記入不要)			
	年金			扶養親族等及び児童の数	人	
			〔うち老人控除対象配偶者及び 老人扶養親族の合計数		人	
	被用者又は公務員であるか否かの別		ア 被用者又は公務員 イ 被用者等でない者	譲渡所得	有 ・ 無	
	※審査	年分所得の合計額		円		
	控除	雑損控除額		医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	
		円		円	円	
障害者控除額(障 人・特障 人)		寡婦・寡夫・勤労学生控除額				
円		円				
児童手当法施行令第3条第1項による控除		円				
控除後の所得額		円	所得制限限度額	円		
上記のとおり、子ども医療費受給資格登録の申請をします。						
年 月 日						
申請者 住 所 高岡市 (保護者)						
氏 名						
電話番号						
高岡市長 あて						
※欄は市で記入します。		※ 処 理 欄	受 付	修 正	交 付	照 合

様式第2号(第5条関係)

(表)
こども医療費受給資格証

受給資格番号		
有効期間	乳児	年 月 日～ 年 月 日
	幼児 児童	年 月 日～ 年 月 日
住 所		
(保護者) 氏 名		
こ ども		(氏 名)
		(生年月日) 年 月 日
年 月 日		高岡市長 印

※裏面の注意事項をお読みください。

(裏)

注 意 事 項

- この証は、こども医療費の助成を受けるために必要ですから大切に保管してください。
- この証は、保険診療のみ適用されます。
- この証は、診療を受けるとき、健康保険証等、福祉医療費請求書と一緒に病院等の窓口に出してください。
- 次のことが生じたときは、必ず市役所に届け出てください。
 - 保護者及びこどもの住所を変更したとき、又は加入の健康保険証等に変更があったとき。
 - 保護者又は、こどもが生活保護法による保護を受けることになったとき。
 - 保護者又は、こどもが死亡したとき。
 - 受給資格証をなくしたとき。
- 県外の病院等(幼児、児童については、市外の病院等)で治療を受けたときは、一度病院等の窓口で医療費をお支払いください。翌月以降に、1箇月分ずつ領収書(レシートは不可)をまとめて、市役所の窓口で申請してください。
- 有効期間が終了した後は、この証及び手元に持っている福祉医療費請求書を使用することはできません。

給付割合	9	・	8	・	7
------	---	---	---	---	---

1	2	医療費区分	保険区分	
入院	入院外			
福祉医療費請求書 市町村コード 年 月 日 高岡市長 あて 医療機関コード _____ 医療機関等の所在地名称 印 開設者氏名 年 月分の福祉医療費を下記のとおり請求します。				
受給資格番号		氏名		
受給期限		生年月日		
保険者番号		被保険者証記号番号		
総点数	公費負担点数		決定請求額	
点	点		円	
(貧血の血色素 g/dl)			日数	日

(注)

- 1 この請求書は、入院・入院外ごとに作成します。
- 2 幼児・児童については、高岡、砺波、小矢部、射水、氷見、南砺市内の保険医療機関等で診療を受けたときに作成します。
- 3 入院・通院ともに、15歳に達する日以後最初の3月31日までのこどもを対象としています。
- 4 医療費区分、保険区分及び給付割合は該当するものを○で囲んでください。
- 5 医療費区分の妊婦(貧血)の場合は、申請時の血色素g数を記入してください。
- 6 公費負担点数欄には、対象点数を記入し、決定請求額欄には福祉医療費としての請求金額を記入してください。(長期高額疾病、自立支援医療(精神通院、更生、育成医療)等)
- 7 結核医療については、総点数の上段にその点数を()書きで記入してください。
- 8 高額療養費現物給付を行った場合は、窓口での支払金額を決定請求額欄に記入ください。
- 9 独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入し、学校・保育所等の管理下において災害(負傷、疾病等)に遭った場合は、この請求書は使用しないでください。

様式第4号(第12条関係)

こども医療費(償還払)助成申請兼請求書 [入院・入院外]							年 月 日
高岡市長 あて							〒 申請・請求 及び依頼者 (保護者) 氏名 電話番号
次のとおり助成金を申請します。 また、交付決定された助成金を請求します。なお、次の口座に振り込んでください。							
こども	受給資格番号			加入保険	被保険者証記号・番号		
	フリガナ氏名				保険種別		
	生年月日	年 月 日			保険者番号及び名称		
年 月分 保険診療領収証明書(通院)							
こども氏名				診療日数	日間		
保険診療合計点数(食事療養費除く)	点	医療保険等負担点数(食事療養費除く)	点	他法による公費負担額	円		
申請者からの領収額(食事療養費除く)	円			左記金額には保険診療以外は含まれていません。			
上記のとおり領収したことを証明します。							
年 月 日 医療機関等の所在地及び名称 医療機関コード 開設者氏名							
※助成内訳	保険診療合計金額	控 除 額				交付決定額	
	円	保険等負担分	他法公費負担分	一部負担金	付加給付分	計	
	円	円	円	円	円	円	
振込先	口座振替指定金融機関						
	指定口座	1 普通	2 当座	口座番号			
	フリガナ口座名義						
(注) 1 この用紙は、病院等に診療金額をいったん支払い、その後で市長から助成を受ける場合に使います。(乳児においては県外、幼児又は児童においては市外(一部を除く)の病院等で診療を受けた場合) 2 病院等でもらった領収書(太枠の欄に準じた項目が記載されたもの)を添付してください。ただし、領収書を紛失した場合等は、病院等で太枠欄に記載してもらってください。(なお、病院等での記載に際し、別に費用がかかることがありますので事前に確認してください。) 3 申請は、診療月ごと、入院・通院の別に行ってください。 4 ※印の欄は、市で記入します。							

保護者記入欄

保護者記入欄

様式第5号(第11条関係)

受給資格証再交付申請書

年 月 日

高岡市長 あて

申請者 住 所 高岡市
氏 名
電話番号

受給資格証を { 紛失 } したので、再交付を申請します。
{ 破損 }

対象者	氏 名		生年 月日	年 月 日
	住 所	高岡市		
加入保険	被保険者名		対象者との続柄	
	記号番号		保険者番号	
	種 類			
※	受給資格番号			

※ 健康保険証等のコピーをつけてください。

受付	交付

様式第1号(第5条関係)
様式第2号(第5条関係)
様式第3号(第5条関係)
様式第4号(第12条関係)
様式第5号(第11条関係)